

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
その翌日)

◇ 告 示 目 次

- 保険医の登録
- 保険薬剤師の登録
- 旧慣使用林野整備計画の認可
- 土地改良事業の認可(五件)
- 国有財産の用途廃止(五件)
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 建築基準法による道路の位置の指定
- 河川区域の廃止
- 河川敷地の生成
- 河川区域の廃止
- 河川敷地の生成
- 河川区域の廃止
- 河川敷地の生成
- 河川区域の廃止

◇ 教 委 告 示

鳥取県指定保護文化財の指定

- 廃川敷地の生成
- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成

告 示

鳥取県告示第二百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のとおり保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サンマリタン 耳鼻咽喉科	米子市久米町三二	昭和五十年三月二十三日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	三月十五日
林原外科医院	東伯郡赤碕町赤碕一〇九二	三月二十六日
岡齒科医院	米子市上後藤三〇四一三	三月十五日
くすだ薬局 卯垣支店	鳥取市卯垣二一八―二四	三月十五日

鳥取県告示第二百八十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のとおり保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
提嶋 正	鳥医第一、九四四号	昭和五十年三月十二日

鳥取県告示第二百八十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のとおり保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山根 政江	鳥薬第三〇四号	昭和五十年三月四日

鳥取県告示第二百八十二号

三朝町長から申請のあつた片柴地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月二十四日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十三号

福部村から申請のあつた村営土地改良（奥山地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十四号

福部村から申請のあつた村営土地改良（横谷地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十五号

福部村から申請のあつた村営土地改良(浜湯山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十六号

福部村から申請のあつた村営土地改良(海士地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十七号

福部村から申請のあつた村営土地改良(南田地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月二十八日から用途廃止した。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	(平方メートル)	用途
鳥取市岩吉字東上美田一・二八番一地先	五五・二六	道路敷
鳥取市岩吉字五反田二番一の一地先から同市岩吉字五反田四番二地先まで	三六・六八	道路敷
鳥取市徳吉字澤田六〇番一地先	三三九・〇〇	道路敷
鳥取市徳吉字澤田五七番二地先	二六九・五〇	道路敷
鳥取市徳吉字三嶋田七二番三地先から同市徳吉字三嶋田七二番九地先まで	六六・六七	道路敷
鳥取市徳吉字宅町ケ坪九六番八地先	三〇一・八〇	道路敷
鳥取市徳吉字宅町ケ坪八五番一地先から同市徳吉字宅町ケ坪九六番四地先まで	一〇五七・一三	道路敷
鳥取市徳吉字六反田二一九番一地先から同市徳吉字六反田二一九番三地先まで	五八一・九一	道路敷
鳥取市安長字箕浦五〇番一地先から同市安長字箕浦五〇番三地先まで	一〇九八・四五	道路敷
鳥取市安長字大磯三五番一地先から同市安長字大磯三五番五地先まで	二五七・三〇	道路敷

鳥取県告示第二百八十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月二十八日から用途廃止した。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取県告示第二百九十号	気高郡鹿野町大字今市字井津尻八二八番一地先	一四・九〇	道路敷
	気高郡鹿野町大字今市字井津尻八二八番二地先	一〇・五五	水路敷

鳥取県告示第二百九十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月二十八日から用途廃止した。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取県告示第二百九十一号	日野郡溝口町溝口字反田四三六番九地先	一四・九五	道路敷
	日野郡溝口町溝口字反田四三六番九地先	七・四五	水路敷

鳥取県告示第二百九十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月二十八日から用途廃止した。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取県告示第二百九十二号	西伯郡名和町大字西坪字下松堀一七四番五地先から同町大字西坪字下松堀一七四番八地先まで	二八・〇七	道路敷

鳥取県告示第二百九十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月二十八日から用途廃止した。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市晩稻字東土居二五七番地先		五八・六五	水路敷

鳥取県告示第二百九十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十九年八月二十六日 鳥取県指令受都計第二百八十七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市桂木字西溝尻

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市桂木二三四―二番地

太田慎子

鳥取県告示第二百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年一月二十二日 鳥取県指令受都計第八百八十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市海蔵寺字餘畷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市海蔵寺一―番地

山本光子

鳥取県告示第二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月鳥取県告示第二百六十五号米子境港都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 下ノ川都市下水路

三 事業施行期間

昭和四十一年十一月十日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

鳥取県告示第二百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十年三月二十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市角盤町二丁目三〇 名神観光開発株式会社 代表取締役 西田三郎	米子市上福原字東孫兵衛 池二三三七―三の一部、 一三三七―三七、一三三 七―三八	幅員 四・九〇 五・〇〇メートル 延長 一九〇・〇〇メートル

鳥取県告示第二百九十七号

千代川水系に係る一級河川砂見川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図省略)

鳥取県告示第二百九十八号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川砂見川

二 廃川敷地が生じた年月日

大正十二年五月七日

三 廃川敷地の位置

鳥取市下砂見字向田九〇の一番地先から同市下砂見字神坂土居一三六番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 六、〇七三・二五平方メートル

鳥取県告示第二百九十九号

日野川水系に係る一級河川日野川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第三百号

河川区域の廃止により、廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川日野川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十七年三月三十一日

三 廃川敷地の位置

日野郡日南町大字霞字壇ノ下七四〇番地先から同町大字生山字上新田四五〇の一番地先まで及び日野郡日南町大字生山字上新田四五〇番地先から同町同大字字瀧ヶ谷四六二番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 六、七六一・〇三平方メートル

鳥取県告示第三百一号

日野川水系に係る一級河川小江尾川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第三百二号

河川区域の廃止により、廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四

十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備えて縦覧に供する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川小江尾川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十四年八月三十日

三 廃川敷地の位置

日野郡江府町大字小江尾字滝ノ下八六九の二番地先から同町同大字坂木八一三の三番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 四、七七一・六三平方メートル

鳥取県告示第三百三号

日野川水系に係る一級河川板井原川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第三百四号

河川区域の廃止により、廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備えて縦覧に供する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川板井原川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和三十七年三月二十日

三 廃川敷地の位置

日野郡日野町金持字足谷尻下モ七九八一一番地先

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一六二・〇二平方メートル

鳥取県告示第三百五号

日野川水系に係る一級河川板井原川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備えて縦覧に供する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第三百六号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備えて縦覧に供する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川板井原川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十七年三月三十一日

三 廃川敷地の位置

日野郡日野町金持字妙見谷尻八九一一番地先から同町金持字小原川端

一、五九九番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 六、五二四・一四平方メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会第五号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第四

条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤間 忠 顕

種別	名 称	員数	特 徴	所在の場所	所有者所	有者の住所	
	<p>太刀</p> <p>銘 (表) 信濃大掾藤原忠国 (裏) 慶安二年八月吉日 因州於鳥取作之</p> <p>(玉纏太刀式の太刀拵)</p>	一口	<p>太刀</p> <p>法量 長さ 八二・六センチメートル 反り 一・三センチメートル 茎長 一九・八センチメートル</p> <p>形状 鑄造、庵棟</p> <p>鍛 板目</p> <p>刃文 中直刃、匂出来</p> <p>茎 生ぶ、目釘穴一個、栗尻、鷹の羽鎌拵</p> <p>法量 総長 一一一・四センチメートル 形状 錦張り、金具は鍍金唐草彫葵入り 柄…目貫三ツ葉葵、俵鉾つく、環状勾金、小鈴七個着装 鐺…分銅形 鞘…五色小玉をまとう</p>				
	太刀		法量 長さ 九五・八センチメートル				

鍔剣(飾太刀)拵

太刀

銘

(表)

信濃大掾藤原忠国

(裏)

慶安二年八月吉日因
州於鳥取作之

工藝

第一太刀式の太刀拵

太刀

銘

(表)

信濃大掾藤原忠国

(裏)

慶安二年八月吉日
因州於鳥取作之

一口

拵

形状 金具は鍍金唐草彫

法量 総長 一一二・三センチメートル

茎 生ぶ、目釘穴一個、栗尻、鷹の羽鏝

刃文 大湾 匂足

鍛 板目

形状 鑄造 庵棟

茎長 一九・九センチメートル

反り 二・五センチメートル

法量 長さ 八五・三センチメートル

太刀

一口

拵

鞘：黒漆塗り、地に金蒔絵

鮎形一双

鐔：唐鐔に半環状の勾金 小鈴六個着装

柄：銀鍍着、俵紙つき、目貫三ツ葉葵

形状 金具は鍍金唐草彫葵入り

法量 総長 一三六・六センチメートル

茎 生ぶ、目釘穴一個、栗尻、鷹の羽鏝

刃文 互の目に丁字を交える

鍛 板目

形状 鑄造、庵棟

茎長 二一・五センチメートル

反り 二・〇センチメートル

鳥取市
上町八七

梶谿神社
代表役員
生野幹雄

鳥取市
上町八七

<p>太刀 銘 (表) 伯耆国倉吉住人播磨大掾藤原正綱 奉寄進因州東照宮 宝前所願成就所 慶安三年 寅九月吉日</p>	
<p>一口</p>	
<p>法量 長さ 一〇五・三センチメートル 反り 一・六センチメートル 茎長 三五・八センチメートル 形状 鑄造 庵棟 鍛 小板目 刃文 小丁字に互の目を交える、匂出来 茎 生ぶ、目釘穴一個、筋違鎌</p>	<p>柄：銀鮫着、目貫三ツ葉葵、俵銀五個 鐔：唐鐔につづら金着く 鞘：金梨子地塗 金蒔絵</p>